

議案第75号

守谷市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

守谷市水道事業給水条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成22年11月22日 提 出

守 谷 市 長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
75号	1

守谷市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(守谷市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 守谷市水道事業給水条例(平成10年守谷町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第28条中「又は口座振替」を「, 口座振替又は指定代理納付者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者をいう。)による納付」に改める。

(守谷市公共下水道条例の一部改正)

第2条 守谷市公共下水道条例(昭和55年守谷町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項を次のように改める。

2 使用料は, 納入通知書, 口座振替又は指定代理納付者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者をいう。)による納付の方法により隔月徴収する。ただし, 市長が必要と認めるときは, この限りでない。

(守谷市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正)

第3条 守谷市農業集落排水処理施設使用料条例(平成12年守谷町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 使用料は, 納入通知書, 口座振替又は指定代理納付者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定をした者をいう。)による納付の方法により隔月徴収する。ただし, 市長が必要と認めるときは, この限りでない。

附 則

- 1 この条例は, 平成23年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の守谷市水道事業給水条例, 守谷市公共下水道条例及び守谷市農業集落排水処理施設使用料条例の規定は, この条例の施行の日以後における水道料金, 公共下水道使用料及び排水施設使用料の徴収について適用し, 同日前における水道料金, 公共下水道使用料及び排水施設使用料の徴収については, なお従前の例による。

提案理由（議案第75号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収方法にクレジットカードによる納付の方法を加えるため、守谷市水道事業給水条例、守谷市公共下水道条例及び守谷市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
75号	2

守谷市水道事業給水条例新旧対照表

改正	現行
<p>(料金の徴収方法) 第28条 料金は、納入通知書、口座振替又は指定代理納付者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者をいう。）による納付の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(料金の徴収方法) 第28条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>

守谷市公共下水道条例新旧対照表

改正	現行
<p>(使用料の徴収) 第12条 (略) 2 使用料は、納入通知書、口座振替又は指定代理納付者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者をいう。）による納付の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。 3 (略) 4 (略)</p>	<p>(使用料の徴収) 第12条 (略) 2 前項の規定による使用料は毎使用期、その使用期における公共下水道の使用については納入通知書により隔月に徴収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、毎月徴収することができる。 3 (略) 4 (略)</p>

守谷市農業集落排水処理施設使用料条例新旧対照表

改正	現行
<p>(使用料の徴収) 第2条 (略) 2 使用料は、<u>納入通知書、口座振替又は指定代理納付者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により指定をした者をいう。)</u>による納付の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、<u>この限りでない。</u></p> <p>3 (略) 4 (略)</p>	<p>(使用料の徴収) 第2条 (略) 2 <u>前項の規定による使用料は、納付通知書により隔月徴収する。ただし、市長が必要であるとき、市長は、毎月徴収することができる。</u></p> <p>3 (略) 4 (略)</p>